



(注 意)

- 1 □□□で表示された枠(以下、記入枠という。)に記入する文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取りを行いますので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけしたりしないでください。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとしてください。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明りょうに記載してください。
- 4 労働者が傷病(補償)年金の受給権者以外である場合は、④は記載する必要がありません。
- 5 労働者が傷病(補償)年金の受給権者である場合は、③、⑥、⑦は記載する必要がありません。